

記

(印刷物ニシテ入學案内ニ添付スルコト)

昭和十八年度入學試験ニ九月十五日附文部省發專一八〇號通牒ニヨリ外國語ノ試験ハ行ハズ但シ邦樂以外ノモノハ外國語ノ素養アルヲ原則トス

昭和十七年九月十六日

東京音樂學校

一、外國語ノ知識有無シノ検査ニヨリ參考トシタシ

〔方法〕一、内申書ニヨル

二、中等學校ニ履修セザルモノハ簡單ナル試業ヲ行フ程度ハ四年トハ決定セズ

二、男子ハ外國語ノ知識アル故入學後ハ授業ニ支障アリ

三、音樂學修上ハ目下狀態デハ外國語ノ知識ハ必要ナリ (手書き)

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

發專一八〇號

昭和十七年九月十五日

文部省專門學務局長 永井 浩

東京音樂學校校長殿

入學者銓衡ニ於ケル外國語ノ取扱ニ關スル件

戰時下國民教育ノ擴充強化ノ要緊切ナルニ即應シ臨時措置トシテ女子中等教育ニ於テ外國語ヲ一律ニ隨意科トスルコトト相成タルニツキ貴校(女子部)入學者銓衡ニ際シテハ右趣旨ニ基キ外國語ヲ主要科目トスルヲ除キ入學試験ニ外國語ヲ課セズ又ハ女子中等學校ニ

於ケル外國語履修ノ如何ヲ入學許否決定ノ條件トセザル様取扱相成度依命及通牒

追而 女子中等學校ニ於ケル學科目取扱ノ實施要綱別紙ノ通りニ付參考ノ爲添付ス

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

(四) 昭和十八年度修業年限ノ臨時短縮(昭和十七年十二月)

發專二二二號

昭和十七年十二月十八日

文部省專門教育局長

東京音樂學校校長殿

昭和十八年度修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本年十一月二十五日文部省令第六十八號ヲ以テ公布相成リタル處右取扱方ニ關シテハ左記事項御了知ノ上之カ實施ニ萬遺憾無キヲ期セラレ度此段依命及通牒

記

甲 昭和十八年九月卒業見込者ノ取扱

一、教授時數、學科目等ノ取扱

(一) 昭和十七年文部省令第六十八號第一條及第二條ニ依リ本科及修業年限三年以上ノ研究科及別科ノ卒業期ハ昭和十八年九月トシ左ノモノニ付テモ右ニ準シ取扱フコト

(1) 修業年限二年ノ別科ニシテ特ニ本省ノ指示シタルモノ

(二) 前項ニ基キ現在第二學年(四年制ノ學校ハ第三學年、五年制

六年制ノ學校ハ之ニ準ス。生徒ノ授業（講義、實驗、實習等）ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ實施スルコト

(1) 昭和十八年九月迄ニ最高學年ノ授業ヲ成ルヘク完結スル爲  
每週教授時數ヲ五時間ヲ限度トシテ増加シ得ルコト

但シ每週教授時數ハ四十五時以内トス

(2) 實驗、實習等ヲ課スル學校ニ在リテハ右ノ外教授ノ充實ヲ  
圖ルタメ毎月日曜ノ中二日ヲ授業日ニ充ツルヲ得ルコト

(3) 長期ニ亘ル校外實習ヲ實施スルトキハ夏季休業ヲ成ルヘク  
短期間トスルコト

(4) 學科目ノ統合配分ヲ行ヒ時局即應ノ學科課程ヲ編成スルコ  
ト

(5) 専門學科目ノ取扱ヲ重視スルト共ニ實驗實習ヲ重シシ種  
學科目教授ノ徹底ヲ圖ルコト

(6) 教材ノ取扱、選擇宜シキヲ得以テソノ重點的取扱ニ努ムル  
コト

(7) 教授方法ノ能率化ヲ圖リ教授效果ノ完璧ヲ期スルコト

(8) 最高學年ノ學科目（又ハ實驗實習）ノ一部ハ之ヲ昭和十八  
年一月ヨリ實施スル様努ムルコト

但シ進級ノ時期ハ例年通トス

## 二、始業、休業等ノ取扱

(1) 冬季休業ハ成ルヘク之ヲ短縮實施シ昭和十八年一月ノ始業  
ハ遅クモ一月八日トスルコト

(2) 春季休業（入學試驗施行期日ヲ含ム）ハ成ルヘク之ヲ短縮  
實施シ昭和十七年度ノ授業終了（進級試験ヲ含ム）ハ概ネ三

月二十日トスルコト

但シ右ニ依リ難キ場合ハ本省ニ協議スルコト

(3) 昭和十八年度授業開始ハ成ルヘク昭和十八年四月八日迄ト  
スルコト

但シ右ニ依リ難キ場合ニハ本省ニ協議スルコト

(4) 夏季休業ハ一週間乃至四週間ノ範圍ニ於テ之ヲ定ムルヲ得  
ルコト

## 三、教練教授時數等ノ取扱

本件ニ關シテハ昭和十七年三月二十四日附發體三二號通牒ニ依リ  
實施ノコト

## 四、授業料、報國團費等徴收ニ關スル件

本件ニ關シテハ別途通牒ノ豫定トス

## 五、學則等變更ノ取扱

昭和十七年文部省令第六十八號第一條ニ該當スル學校ハ官立學校  
ニ在リテハ其ノ校長、公立學校ニ在リテハ其ノ管理者、私立學校  
ニ在リテハ其ノ設立者ニ於テ左記事項ニ付別ニ臨時措置ニ關スル  
學則ヲ定ムルコト右臨時學則ハ別ニ本省ノ認可ヲ受クルヲ要セサ  
ルモ直ニ文部大臣ニ開申スベキコト

## 一、修業年限ニ關スル事項

## 二、學年、學期、休業日ニ關スル事項

## 三、學科課程及每週教授時數ニ關スル事項

## 四、授業料徴收ニ關スル事項

## 五、卒業ニ關スル事項

## 六、上級學校ノ入學志願者ノ取扱

昭和十八年九月卒業豫定ノ者ノ大學學部等入學志願ノ取扱ニ付テハ追而通牒ノ豫定トス

乙 現在第一學年及明年四月入學セシムヘキ第一學年生徒ノ取扱

(1) 現在第一學年(四年制ノ學校ニ在リテハ第二學年及第一學年、五年制六年制ノ學校ニ在リテハ之ニ準ス)及明年四月入學セシムヘキ第一學年生徒ニ對スル修業年限ハ未定ナルモ其ノ修業年限ヲ短縮セラルル場合アルヘキヲ豫想シ右取扱ノ趣旨ニ準シ適宜措置スルヲ可トスルコト

(2) 昭和十八年度以降ニ於ケル學年ハ従前ノ通ナルモ學期ハ二學期制トシ四月乃至九月ヲ第一學期、十月乃至三月ヲ第二學期トナスヲ得ルコト

### (五) 第五十五回卒業式における学校長式辞(昭和十八年九月)

#### 第五十五回卒業式ニ於ケル學校長式辭<sup>(1)</sup>

本日茲ニ第五十五回卒業證書授與式ヲ舉行セルニ當リ聊カ所懷ノ一端ヲ述ベテ卒業生竝修了生諸子ニ告グ。今ヤ大東亞戰爭ハ眞ニ熾烈苛酷ヲ極ムル決戰段階ニ入り、日夜ヲ別タズ悽慘ナル死闘ヲ展開セラレツツアリ、我等一億國民ハ何ヲ以テカ此ノ言語ニ絶スル前線將兵ノ勞苦ニ報イントスルカ。

須ラク眞ニ一大決意ノ下、愈々戦力増強ニ邁進シ銃後國民鐵石ノ決意ト努力ハ直チニ前線勇士ノ闘魂トナリ以テ敵米英ノ撃滅ヲ將來スルノ一途アルノミ。諸子ノ先輩同輩モ曩ニ名譽ノ戦病死ヲ遂ゲラレタルアリ、又現ニ第一戰ニ赫々タル武勳ヲ建テラレツ、アルアリ、又近クハ自ら志願シテ所謂學驚トシテ陸海軍ニ入り光榮アル將

來ヲ約束セルモノアリ。諸子亦コレ等幾多ノ先輩同輩ノ心ヲ心トシ直ニソノ後ニ續カンノミ。而モ這次ノ大戰ハ單ナル武力戰ニ非ズ、同時ニ生産戰タリ科學戰タリ、更ニ謀略戰タリ、思想戰タリ。是即所謂國家總力戰タル所以ニシテソノ一ヲモ缺クコトヲ得ズ。況ンヤ大東亞戰爭ハ單ナル破壞戰ニ非ズシテ一大建設戰ナリ。聖戰ノ目的亦實ニ茲ニ存ス。即チ東亞ヲ敵米英ノ桎梏ヨリ解放スルニ止マラズ更ニ積極的ニ東亞新秩序ヲ具現セントスルモノナリ。茲ニコソ道義國家トシテノ盟主日本ノ歴史的使命存ス、而シテコレガ使命達成ニ遺憾ナカラシメンガ爲メニハ武力戰生産戰ニ於テノミナラズ更ニ思想戰文化戰ニ於テモ斷ジテ勝チ拔カザルベカラズ。宜シク高遠ナル肇國精神ニ遡リ之ニ淵源セル逞シキ精神力、生命力ヲ最高度ニ發現シ、以テ東亞十億ノ民ヲ米英依存ノ惡夢ヨリ救ヒ眞ニ盟主日本ニ信服追從セシメザルベカラズ。諸子ヨ深ク思ヒヲ茲ニ致シ諸子ノ荷ヘル文化的使命ノ重大ナルヲ銘記セヨ。

而シテ音樂コソハ國家總力戰ノ重要部門タル文化面ノ花形タリ、急先鋒タリ、東亞新秩序ノ指導宜シキヲ得ルモ將又東亞ノ天地ニ獨自ノ世界文化ヲ建設スル上ニ直接甚大ナル感化影響ヲ及ボス點ニ於テモ音樂ニ如クモノナシ。今コソ眞ニ二千年來ノ傳統ヲ誇ル日本文化ヲ東亞ノ全領域ニ光被センガタメ速カニ國樂ヲ創成シ具現發展セシメ以テ日本文化ヲ中軸トセル世界東亞文化建設ノ推進力トシテ卒先實踐垂範スベキノ秋ナリ。諸子宜シク國家總力戰ノ眞意ヲ深く理解シ國家ノ要請スル文化的使命ニ即應センコトヲ希望シテ止マズ。

諸子ヨ「御民我生ケル驗アリ」ノ信念ニ徹シ學窓ヲ出デテハ愈々聖代ニ生ヲ享ケタルコトヲ無上ノ光榮ト感ジ日本人タル榮譽ヲ深く